

令和 6 年 4 月 30 日現在

機関番号：23701

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2023

課題番号：20K19583

研究課題名（和文）十五年戦争下のスポーツ政策に関する歴史学的研究

研究課題名（英文）A historical study of 15 years War and sport policy

研究代表者

尾川 翔大（Ogawa, Shota）

岐阜薬科大学・薬学部・助教

研究者番号：70845817

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、「十五年戦争」（1931 - 1945）の時代におけるスポーツ政策の形成過程と社会的合意を、その組織体制や政策主導者に着目して明らかにすることである。国家政策の中で、どのようなスポーツが誰によって利用され、どのような役割を期待され、どのように具体化されたのか。これについて、複雑な時代状況のなかで、文部省と厚生省および関係諸団体、また、スポーツ政策の中心的な役割を担っていた体育運動審議会と国民体力審議会の動向を論じていった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、スポーツ政策が、他の高次的な政策課題を達成するための下位政策であるのか、それとも、固有の政策課題として位置づけられるのかを問うことにつながる。すなわち、本研究は、スポーツ政策に関する諸問題を歴史的・社会的に位置づけ、これからのスポーツ政策をめぐる問題を考えるうえでの基礎研究でもある。

研究成果の概要（英文）：The aim of this study is to examine the process of sports policy formation in the period of the 'Fifteen Years' War' (1931-1945) and the social consensus, focusing on its organisational structure and policy leaders. What kind of sport was used, by whom, what role was expected and how was it embodied in state policy? In this regard, the paper discussed developments in the complex historical context of the Ministry of Education, the Ministry of Health and Welfare and related bodies, as well as the Council for Physical Education and Sports and the National Council for Physical Fitness, which played a central role in sports policy.

研究分野：スポーツ歴史学

キーワード：スポーツ政策 十五年戦争 総力戦体制

1. 研究開始当初の背景

近代日本のスポーツ政策に関する歴史学的研究は戦後に本格化するが、その先駆であり今日なお参照される岸野・竹之下の通史的研究の主要な関心は学校体育であった(岸野・竹之下、1959)。ここでの関心は、近代日本における学校体育の制度や施策であり、スポーツはそうした学校体育と関わる範囲で扱われている。しかし、1960年代中期以降、スポーツは世界的な規模での社会現象となり、世界共通語になった(高橋、2007)。その渦中の1970年、近代日本におけるスポーツの通史的研究に取り組んだ木下は、スポーツが歴史全体の中で果たした役割は歴史にとって無視できないものがあると指摘したうえで、スポーツは1920年代に学校体育政策の枠を超えて社会政策的な問題となると同時に組織的な基盤が整えられていき、1930年代初頭にスポーツ行政機構は確立したと述べている(木下、1970)。これ以降のスポーツ政策の位置づけや在り方は、満州事変(1931年9月18日～)から日中戦争(1937年7月7日～)、そして、アジア・太平洋戦争(1941年12月8日～)に至る、いわゆる「十五年戦争」の時代を迎えると、それぞれの動向を敏感に反映しながら変化していくことになる。

従来の戦時下におけるスポーツ政策は、国家権力による統制・利用・弾圧であり、スポーツは衰退・変質するものとして描かれてきた。1970年代後半から、天皇制ファシズム論や国家総動員体制論を土台として戦時期のスポーツを分析した研究が提出されている(加賀、1978; 入江、1986)。これらの研究が示すのは、天皇制イデオロギーによる動員の回路としてスポーツが位置づけられ、国家による強力な統制・弾圧によってスポーツが衰退・消滅したという時代像である。これは、現在でも通説的な地位にある。しかし、1990年代に入ると、天皇制ファシズム論を相対化する論点として第一次世界大戦後の「大衆社会」の萌芽的形成に着目する1980年代に台頭した文化史研究の成果を摂取しつつ、戦間期のスポーツ史象を再構築する試みが提出されるようになった(坂上、1998)。それは、1920年代にスポーツが大衆文化の成長とデモクラシーの風潮の中で開花期を迎え、それを基盤に1930年代のスポーツ政策が国民体力向上や外交戦略として展開されていくというものである。2000年代後半になると、坂上・高岡(2009)を嚆矢として、戦時下のスポーツを「暗黒時代」や「受難の時代」とする時代像の修正を明確に打ち出した研究潮流が形成されつつある。それは、スポーツ界、企業、さらには大衆の主体的な取り組みが国家権力によるスポーツ政策を動かしていく側面、あるいは、国家権力による統制の内容自体にスポーツの衰退・変質・弾圧だけでなくスポーツの奨励や娯楽性の重視という側面に着目している。こうした論点は、戦時期が文化にとって受難の時代という従来の一般的なイメージの再考を迫るもので、スポーツが単に上から統制されたという見方だけでは説明しきれないことを示している。

2. 研究の目的

本研究の目的は、「十五年戦争」(1931 - 1945)の時代におけるスポーツ政策の形成過程と社会的合意を、その組織体制や政策主導者に着目して明らかにすることである。大衆文化の成長とデモクラシーの風潮の中で開花期を迎えた1920年代のスポーツを土台とする十五年戦争の時代のスポーツ政策は、人びとの身体に関する問題と結びつきながら、個人と国家、福祉と軍事、西洋文化と日本文化、学校体育と民衆体育、国民体育と競技スポーツ、文部省と厚生省など、様々な対立軸や対抗の力学のなかにあった。いずれの関係も、時に相克的であり、時に相補的であり、複雑に絡み合いながら時代状況を反映したスポーツ政策のあり方を形作っていった。国家政策の中で、どのようなスポーツが誰によって利用され、どのような役割を期待され、どのように具体化されたのか、この問いに答えることで、それらの関係のあり方に接近し、本研究の目的を達成できると考えている。

3. 研究の方法

本研究は、十五年戦争の時代のスポーツ政策を歴史学の方法を用いて明らかにすることであり、研究期間を通じて資料の発掘・収集・分析を同時並行的に進めていく。本研究の中心的な対象は、1929(昭和4)年に文部大臣の諮問機関として設置された体育運動審議会と、それに厚生省の機関である国民体力管理制度調査会と保健衛生調査会を統合する形で1939(昭和14)年に設置された国民体力審議会とし、そこから具体化されるスポーツ政策とする。これら2つの審議会は、連続的なものであり、スポーツ政策の中心的役割を担っていたことから、十五年戦争の時代のスポーツ政策を検討するにあたって最適な対象である。

4. 研究成果

1928年、学校体育に加えて社会体育を所管することになった文部省は、官房の「学校衛生課」を「体育課」と改称し、その一部に「体育運動掛」を設けた。このとき、行政機構に初めて「体育」の名が登場した。1929年には文部大臣の諮問企画として「体育運動審議会」が設置された。この審議会は厚生省が設置される1938年まで、体育・スポーツ政策の中心的役割を担うことになる。1930年1月18日に示された体育運動審議会での文部大臣諮問事項「体育運動ノ合理的振

興方策二関スル件」に対する特別委員会の答申は「体育は国民の精神振作並体位向上に資すること頗る多く国民生活の進展上極めて重要な意義を有する」という認識にもとづいて、体育・スポーツの総合的な政策に着手する方向性を示したものだ。特別委員長の説明では「国民体育の進むべき方針を示すもの」とすべてに早急な変革を求めるわけではない旨を述べているが、内容は幅広く具体性をともなった提言がなされている。さらに翌1931年6月、体育運動審議会は文部大臣諮問事項「体育運動競技の健全なる施行方策に関する件」の答申を発表した。この答申を具体化するために、学生野球の健全化についての審議が小委員会でおこなわれ、1932年2月、学生野球関係者や文部官僚、教育関係者から野球統制臨時委員17人が選ばれ、小学校、中学校、大学・高等専門学校の試合規定が作成された。そして、同年3月に、この規定が文部省訓令「野球ノ統制並施行ニ関スル件」として発令された。いわゆる「野球統制令」である。野球については、教育の一環としておこなわれるべき学生野球が各種大会の乱立などによって興行化の傾向を強くし、選手も学生としての本分から離れて墮落がみられることなどの問題がかねてから議論されていた。この答申はそれらを解決するためのガイドラインというべき性格のものだった。

いっぽう、1931年6月の満州事変以降、「非常時」が喧伝されるなか、軍事的観点から国民全体の体位向上と国民精神涵養を担うべき国民体育問題についての議論が活性化しつつあった。この時期、隆盛を迎えていたスポーツは、戦時を意識した国民体力向上や国民精神涵養を目的とする国民体育としてふさわしいかどうか、その意義を問われることになっていく。

1932年のロサンゼルス大会と1936年のベルリン大会を通じて、日本ではオリンピック熱が高まった。1936年7月には4年後の1940年に東京大会の開催が決定した。開催準備が進められるなか、1937年7月7日の盧溝橋事件によって日中戦争へ突入していった。当初は「事変」扱いだったこの戦争が長期化の様相をみせるなか、東京大会の開催の可否についての議論が巻き起こった。結局、1938年7月15日、東京大会の返上が閣議決定され、これによって日本のスポーツ界は自由主義・国際主義から戦時に即応した国家主義へと大きく舵を切ることになる。

このような状況下で、1938年1月に厚生省が誕生する。これは、陸軍からの保健・衛生に関する新省設置の強い要望に基づくものである。陸軍は日中戦争以前から徴兵検査の結果をもとに国民の体位が低下していることを喧伝し、当時の医務局長の小泉親彦を中心に、国民の保健衛生を担当する行政機構を総合統一した新省設置を提案した。日中戦争勃発直後の1937年7月9日、時の近衛文麿内閣は保健社会省（仮称）の設置要綱を発表し、1938年1月11日に厚生省が誕生する。従来体育に関する所管事務は文部省が担当していたが厚生省新設にともない学校での体育運動以外は厚生省に移管された。陸軍からは、壮丁体位の低下は特に教育程度が進むにしたがって著しくなる傾向にあり、農村よりも都市部に劣化が顕著であること、病気をもっているわけではないが貧弱な身体が増えているという説明がなされた。

戦時体制下では、体育によって心身の鍛錬に努めることは国民の義務であり、体育の実態は、個人と民族の発展のための使命であるとされた。人的資源の確保、国民体力の向上は軍事的な見地からはもちろん、広義の国防すなわち産業・経済・文化の維持・発展の見地から最重要課題とされた。厚生省は、国民体力の現状を明らかにし、科学的見地に立った体育政策を樹立するため、1940年10月から「国民体力法」による体力管理政策を開始した。時代は国際主義・自由主義的なスポーツの時代から国家主義的な国民体育の時代へと移り変わり、スポーツの位置やあり方は転換を迫られることになる。

1941年12月8日、イギリス領マラヤのコタバルとハワイ真珠湾への奇襲攻撃によって米英との戦闘が始まり、日本は戦場を拡大させた。「大東亜戦争」と呼称されたこの戦争は、「大東亜共栄圏」を米英から保守する聖戦と位置づけられ、日本国民と植民地・占領地の人びとの総力戦体制への動員を強化させていった。総力戦体制は「物的資源」と「人的資源」の動員を要求するが、特に「人的資源」の動員という点で、人口政策と体力政策にはさらなるテコ入れがなされていく。1940年4月に公布された「国民体力法」を基本法とする国民体力管理制度は、未成年者に毎年一回の体力検査を実施するものだった。この管理制度での被管理者は、徴兵の対象になる男子青年層だった。「健兵健民」をスローガンにして厚生省が力を注いだのは「国民体力向上修練会」や「結核対策要綱」にもとづく「健民修練」などであり、「筋骨薄弱者」への対策だった。このための体育としては、スポーツではなく体操や歩行、水泳などが奨励された。誰もが、いつでも、どこでも実施できる活動が基礎的な鍛錬方法として位置づけられた。

1941年12月、文部省は大日本学徒振興会を発足させ、学生の体育運動の統制を強化した。また、翌1942年3月には武道統括団体として大日本武徳会が組織され、さらに同年4月、従来の大日本体育協会を改組して、翼賛体制を支える統一的体育団体として大日本体育会が設立された。全体主義的な体育国策を求める声は1930年代半ばから高まっていたが、オリンピック開催権返上までは自由主義的なスポーツを保守しようとする勢力も一定の発言力を持ち、スポーツの位置づけはそのせめぎ合いのなかで推移していた。しかしながら、東京オリンピック開催中止や厚生省主導の体力政策の展開のなかで国家主義的な考え方が主流となり、大日本体育会の設立によってスポーツは翼賛体制に包摂されることになる。

改組の直前、大日本体育会の会長の下村はスポーツの擁護する姿勢を示すとともに国民体育への協力を呼びかけている。スポーツ界は戦時体制に順応しながらも、スポーツの自律性を一定程度保持しようとした。しかし、文部省、厚生省、陸軍の思惑が交錯するなかで、統制とともに

軍事的介入を受けていたことも事実である。

5. 今後の課題

本研究では、文部省、厚生省、陸軍、そして関係諸団体を主要なアクターとしてスポーツ政策の動向を辿ってきた。こうした国家を中心とするスポーツ政策の動向が、諸地域にどのような影響を及ぼしていくのだろうか。例えば、厚生省によって都市に重点を置いた運動施設の拡充政策が本格的に展開されていく。この点については、緒についたばかりであり、今後の課題である。

参考文献

- ・入江克己『日本ファシズム下の体育思想』不昧堂、1986年。
- ・加賀秀雄「ミリタリズムとスポーツ(戦前の問題)」影山健ほか編『スポーツナショナリズム』大修館書店、1978年。
- ・岸野雄三・竹之下休蔵『近代日本学校体育史』東洋館出版、1959年。
- ・木下秀明『スポーツの近代日本史』杏林書院、1970年。
- ・木下秀明「視野を社会に向けた体育運動の書に関する史的展望」『社会体育スポーツ基本史料集成別冊』大空社、1993年、pp.7-29。
- ・高津勝『近代日本スポーツ史の底流』創文企画、1994年。
- ・権学俊『スポーツとナショナリズムの歴史社会学：戦前＝戦後日本における天皇制・身体・民衆統合』ナカニシヤ出版、2020年。
- ・坂上康博『権力装置としてのスポーツ：帝国日本の国家戦略』講談社、1998年。
- ・坂上康博『スポーツと政治』山川出版社、2001年。
- ・坂上康博・高岡裕之編『幻の東京オリンピックとその時代：戦時期のスポーツ・都市・身体』青弓社、2009年。
- ・崎田嘉寛・若槻稜磨「体育運動審議会「体育運動ノ合理的振興方策ニ関スル件答申」(1930)の成立過程」『体育史研究』第38号、2021年、pp.1-13。
- ・佐々木浩雄『体操の日本近代：戦時期の集団体操と身体の国民化』青弓社、2016年。
- ・ジョージ・L・モッセ著、佐藤卓己・佐藤八寿子訳『大衆の国民化：ナチズムに至る政治シンボルと大衆文化』筑摩書房、2021年文庫版。
- ・鈴木楓太『体育・スポーツの戦時編成とジェンダー』一橋大学大学院審査学位論文、博士(社会学)、2015年。
- ・高嶋航『帝国日本とスポーツ』塙書房、2012年。
- ・高嶋航『軍隊とスポーツの近代』青弓社、2015年。
- ・高橋幸一『スポーツ学のルーツ：古代ギリシャ・ローマのスポーツ思想』明和出版、2003年。
- ・中嶋健「昭和初期文部省の「国民体育」政策の展開過程について：主に体育・スポーツ団体の系統整備計画を中心に」『体育史研究』10号、1993年、pp.43-61。
- ・中村哲也『学生野球憲章とはなにか：自治から見る日本野球史』青弓社、2010年。
- ・西川長夫『国民国家論の射程：あるいは<国民>という怪物について[増補版]』柏書房、2012年。
- ・古川隆久『皇紀・万博・オリンピック：皇室ブランドと経済発展』中央公論社、1998年。
- ・村井友樹『大日本体育会の成立と変容に関する研究』筑波大学大学院審査学位論文、博士(体育科学)、2016年。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 尾川翔大	4. 巻 7
2. 論文標題 メダリストにとってのオリンピック：ロス五輪からベルリン五輪へ向かう清川正二とその周辺	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 オリンピックスポーツ文化研究	6. 最初と最後の頁 29-48
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 尾川翔大	4. 巻 6
2. 論文標題 母校の校歌になったオリンピック：ロサンゼルスオリンピック（1932）をめぐる牧野正蔵と宮崎康二の代表意識	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 オリンピックスポーツ文化研究	6. 最初と最後の頁 53-72
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 尾川翔大	4. 巻 4
2. 論文標題 1950年前後の子どものからだの危機と学校給食：子どもが「食べる」ことに着目して	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 スポーツ危機管理研究	6. 最初と最後の頁 1-10
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計3件

1. 著者名 尾川翔大	4. 発行年 2022年
2. 出版社 創文企画	5. 総ページ数 180
3. 書名 政党内閣期のスポーツ政策：文部省人事と「運動競技」の政策史	

1. 著者名 関根正美ほか編、高尾尚平、尾川翔大、富田幸祐ほか	4. 発行年 2021年
2. 出版社 ナッブ	5. 総ページ数 136
3. 書名 大学体育・スポーツ学への招待	

1. 著者名 関根正美ほか編、高尾尚平、尾川翔大、富田幸祐ほか	4. 発行年 2022年
2. 出版社 ナッブ	5. 総ページ数 248
3. 書名 大学体育・スポーツ学への招待 ワークブックー実践的な学びのためにー	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------